

地方自治体から消防庁への報告の電子化について

1. 自治体からの要望

火災・災害等が発生した際の消防庁への被害状況の報告を、FAXではなく電子メールで行えるようにしてほしい。



2. 確認結果

◇「火災・災害等即報要領」(S59.10.15付け消防庁長官通知)

「等」の内容が示されていない
→ほとんどの自治体はFAXで報告している

火災・災害等の即報に当たっては、原則として（中略）、ファクシミリ等により報告をするものとする。
ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

◇現場の意見

【要望元の自治体担当所属】
電子メールでの報告が良い。
ただ、報告方法は複数あると良いのでFAXでの報告も残してほしい。

<電子メールのメリット>
・画像や各種資料も添付して送付できる。
・送信記録が残り、第2報以降の事務処理がしやすい。
・日頃から使用頻度が高く、報告や確認作業等がしやすい。

消防庁に対応を要請

3. 消防庁回答

地方自治体から消防庁へ「電子メール」で報告できるようにする。

- ◇3/5付けで事務連絡を発出し、報告先の電子メールアドレスを地方自治体に周知
- ◇後日「火災・災害等即報要領」を改正し、「電子メール」で報告が行えることを明示